

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 2 月 26 日 (月) 第 492 号 の 2



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規

則

○鹿児島県会計規則の一部を改正する規則 (※)

(会計課取扱い) 1

## 規 則

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 26 日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県規則第 4 号

鹿児島県会計規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計規則 (昭和62年鹿児島県規則第30号) の一部を次のように改正する。

別記第19号様式その1 (裏), その2 (裏), その3 (裏) 及びその4 (裏) 並びに別記第54号様式 (裏) 中「及び代理店 (鹿児島銀行の代理店に限る。)」を削る。

附 則

- 1 この規則は, 公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鹿児島県会計規則別記第19号様式及び別記第54号様式により作成されている用紙は, 当分の間, 必要な調整をして使用することができる。